

**埼玉県新型コロナウイルス感染症総合相談センター設置業務
企画提案競技実施要項**

1 目的

新型コロナウイルス感染症に関する総合的な電話相談窓口（コールセンター）を整備し、県民等からの体調に関する相談や受診相談等の問合せに適切に対応することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

埼玉県新型コロナウイルス感染症総合相談センター設置業務

(2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

ア 委託契約期間

令和5年4月3日から令和5年9月30日

※コールセンターの設置は、令和5年4月21日からとする。

(4) 委託料

金425,436,375円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 応募資格

次の（1）から（8）に該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者
- (5) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者
- (6) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者

- (8) 当該プロポーザルの公募開始日までの間に、国又は地方公共団体から新型コロナウイルス感染症について、電話相談業務を元請けとして受託し、履行した実績を有する者（包括的な契約で業務内容の一部に電話相談業務が含まれる場合は、契約書や仕様書等で当該業務が含まれていることが確認できるものを対象とする。）

4 スケジュール（予定）

令和5年3月13日（月）	委託事業実施要項の公表（ホームページ） 質問受付開始
令和5年3月17日（金）	質問受付期限、質問の回答
令和5年3月22日（水）	企画提案参加申込書の提出期限
令和5年3月27日（月）	企画提案書の提出期限
令和5年3月29日（水）	企画提案審査（書面審査）、契約候補者決定
令和5年4月3日（月）	委託契約の締結

5 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 本委託業務において、品質を確保しつつ、滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、運営内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断する。
- (2) 説明会は行わず、受託希望者から提出された企画提案書に基づき選定を行う。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和5年3月17日（金）正午（必着）

(2) 提出方法

- ・質問内容を【様式1】に記載して電子メールで送信すること。
- ・電子メールの件名は、「（法人名）新型コロナ相談センター質問」とすること。
- ・送信後は必ず電話で着信確認をすること。
- ・電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。
- ・質問には、個別の名称や個人情報等は記載しないこと。

(3) 提出先

埼玉県保健医療部感染症対策課 企画・自宅療養担当

E-Mail : a7500-08@pref.saitama.lg.jp

電話 : 048-830-7525

(4) 回答

質問者の法人名等を伏せた上で、令和5年3月17日（金）午後5時までに、この募集要項を掲載している県ウェブサイトページに回答を掲載する。

7 企画提案競技参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ【様式2】を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールによる。送信後、必ず電話で着信を確認すること。

(2) 提出先

埼玉県保健医療部感染症対策課 企画・自宅療養担当

E-Mail : a7500-08@pref.saitama.lg.jp

電話 : 048-830-7525

(3) 提出期限 令和5年3月22日(水) 午後3時(必着)

(4) 参加辞退

参加申込書を提出した後で参加を辞退する場合は、【様式3】を(2)の提出先まで届け出ること。

8 企画提案書等の提出

受託希望者は、次の内容を記載した企画提案書等を提出すること。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書(【様式4】を表紙とすること)

(ア) 企画提案書の様式は任意とするが、日本工業規格A4判・片面、日本語、横書きとし、10ページ以内で作成すること。

(イ) 企画提案は、1法人につき1提案に限る。(複数提案は不可)

イ 企画提案書の作成に当たっては、仕様書の内容を踏まえ、次の項目について提案すること。

(ア) 業務に対する知見、遂行力

- ・業務実施に当たり、特に重要であるとする提案のポイントと理由
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した業務の過去の実績や埼玉県の業務を受託するに当たってアピールするポイント

(イ) 基本的な実施体制

- ・必要な人員を確保するための体制及び欠員を生じさせないための取組
- ・業務従事者の教育体制

(ウ) 業務継続の対策

- ・非常時(自然災害・業務従事者間でのクラスター発生等)にあっても業務を継続できる体制

(エ) 品質の確保

- ・応答率を向上するための工夫及び着信件数増加時に応答率を確保するための工夫

(オ) その他

- ・仕様書に上乗せで行う提案や仕様書と異なる提案。など

ウ 委託料の見積書

(ア) 「2(4) 委託料」に掲げる上限金額(消費税及び地方消費税を含んだ額)の範囲

内で作成すること。

- ・見積書は、総額、項目ごとの内訳及び単価等が分かるように計上すること。
- ・参考見積書記載の金額が、予定価格を超過した場合は失格となるので注意すること

(イ) 宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表者印は不要。

エ 【様式5】及び法人の概要がわかるもの（事業実績、組織図、パンフレット等）

オ 登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの。写し不可）

カ 各納税証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの。写し不可）

- ・法人税、法人都道府県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類（納税証明書）

キ 「3応募資格（1）から（8）」に該当する旨の誓約書【様式6】及び、履行実績一覧【様式7】

(2) 提出方法

ア 企画提案書一式

8（1）アからキまでを電子データ化（※）した上で、メールで提出すること。

（※）電子データは、PDFファイル形式で可能な限り1つのファイルとすること。

イ 証明書の正本

8（1）のオ及びカの証明書については、電子データの提出とは別に、正本1部を持参又は書留郵便で提出すること。

なお、証明書を持参する場合は、土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 提出先

埼玉県保健医療部感染症対策課 企画・自宅療養担当

住所：〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-Mail：a7500-08@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-7525

(4) 提出期限

ア 企画提案書一式（電子データ）

令和5年3月27日（月）午後5時（必着）

イ 証明書の正本

令和5年3月28日（火）午後5時（必着）

9 提案書類の審査

(1) 審査基準

「企画提案に係る審査基準」のとおり。

(2) 選考結果

令和5年3月下旬を目途に電子メールで通知する。メールには電磁的に記録したファイルを添付する。

(3) その他

企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査会で提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

なお、参加資格を有する参加者の数が6者以上の場合、事務局が書面による事前審査を実施し、得点の高い5者を審査会での審査対象とする。

10 契約等

(1) 受託者の決定

業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどした上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により契約候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

(2) 契約書及び業務の仕様の確定

契約書は埼玉県財務規則等関係法令に基づき作成し、双方協議の上、締結する。業務の仕様は、仕様書に記載されている事項を基本とするが、県と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

11 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県保健医療部感染症対策課 企画・自宅療養担当

住所：〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-7525

e-mail：a7500-08@pref.saitama.lg.jp

担当者：菅野・前原

12 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効 次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 提出書類に不足があるもの。

オ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。

カ 見積金額を訂正したもの。

キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 提出書類は、本業務の委託先候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。

(3) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提

出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。

- (4) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。
- (5) 令和5年度歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき、若しくは、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

- (6) 参加申請に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- (7) 提出された参加申請に係る全ての書類について返却しない。
- (8) 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。